



平成 29 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 S R A ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 鹿 島 亨  
(コード: 3817、東証第一部)  
問合せ先 管理本部長 生川 尚幸  
(TEL 03-5979-2666)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ  
(S R A ホールディングス第 15 回新株予約権)

当社は、本日開催の取締役会におきまして、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、平成 29 年 6 月 23 日開催の当社第 27 回定時株主総会で承認されました新株予約権(S R A ホールディングス第 15 回新株予約権) の内容について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループは、第 26 期（平成 28 年 3 月期）から第 28 期（平成 30 年 3 月期）までを対象年度とする中期経営計画を推進しておりますが、その達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）、従業員および子会社の取締役、執行役員および従業員に対し、中期経営計画連動型のストックオプションとして新株予約権（S R A ホールディングス第 15 回新株予約権）を発行するものであります。意欲や士気を高める目的から、新株予約権の対価は無償とする必要があります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役（3 名、125 個）、従業員（3 名、34 個）および子会社の取締役、執行役員、従業員（45 名、582 個）、合計 51 名に 741 個の新株予約権を割り当てる。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 148,200 株（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 200 株）

(3) 新株予約権の総数 741 個

(4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法

金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの行使金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.1 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 31 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までとする。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

I. 新株予約権は、当社第 28 期（平成 30 年 3 月期）の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が 50 億円以上または親会社株主に帰属する当期純利益が 35 億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30% の範囲内において変更することができる。

II. 新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

III. 新株予約権の相続は認めない。

IV. 取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

II. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 I. 記載の資本金等増加限度額から上記 I. に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得条項

会社法第 236 条第 1 項第 8 号イないしホに定める行為をする場合、当社は本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

(11) 組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第 236 条第 1 項第 8 号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割および株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約および株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数および行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

(12) 新株予約権の割当日

平成 29 年 10 月 10 日

(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は、対象者の請求あるときに限り発行する。ただし、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、対象者は新株予約権証券の発行請求権を放棄し、当社に対してその発行を請求しないことを定めることができる。

以 上